

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月11日

【ファンド名】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド クワン・ケリペル
(Kwan Queripel)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・
ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・
ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(HSBC Management (Guernsey) Limited)(以下「管理会社」といいます。)は、HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)(以下「ユニ・フォリオ」といいます。)のサブ・ファンドのうち、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」といいます。)を平成26年4月17日をもって終了(償還)することを、平成26年2月25日開催の管理会社取締役会において決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

平成26年4月17日

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの純資産総額が減少した結果、ファンドの管理運営にかかる固定費の比率が上昇し、信託証書第21条(C)項によりファンドを償還することが、ファンドの受益者の最善の利益に資すると判断したため。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨該当事項はありません。